

# 東村山市環境審議会評価

## 1. 総合評価

環境問題の原因は人間活動であり、自然災害と違って、予測と解決が可能である。問題解決に向けて、私たちの世代でできる解決を先延ばしにすることはできない。後世の人たちが、どうしてやっておいてくれなかったのか、いまさら無理だ、があってはならない。

単に「環境にやさしい」、「地球にやさしい」ではなく、将来にわたってヒトが生きていくための「ヒトにやさしい」という視点をもって、環境問題の解決をはかるべきである。したがって、地球を考え、地域から実践していく方策として、地方自治体の役割は大きい。東村山市もこうした視点にたって、「環境基本計画」を策定した。

この「環境基本計画」の推進に対する環境審議会（以下、審議会）としての評価は最終年度を迎えた。審議会は市民の健康の維持・増進と地域・地球環境問題の解決に向けて、「環境基本計画」が祝詞に終わらず、具体的な施策として行われることを望み、行政当局への提言を諮るものである。

審議会では年度ごとに「環境基本計画」の実施状況を評価し、行政当局に改善を求めてきた。最終年度にあたり、最終年度評価および全期間にわたる全体計画の評価を実施・審議し、以下の結果を得た。

これまでの評価や審議の内容を踏まえると、予算等を含めて数値化されている項目については、懸案事項が経年的に解消されていない部分もあるが一定の成果は得られていると思われる。しかし、102 施策のうち、人間のモラルに依存する割合が高く、市民の環境に対する関心度によって左右されることで数値化が困難な項目においては、施策も停滞気味であると思われる。評価作業を進めるにあたり、評価基準の定量化、階層化になじむ施策項目となじまない項目が二極分化傾向にあり、一元的な横ならびの現在の作業方法の意義に疑問がある。すなわち、「具体的（数値）目標」と「施策」が合致しない項目が目立つ。計画の体系の見直しが必要と思われる。たとえば、分野『資源循環・リサイクルの促進』において、目標が単年で100%達成が困難な施策では、「いつまでどのくらい」といった目標設定を明確にし、目標に対しての達成度を明示すべきである。

数値評価系施策群とソフト評価系施策群とに大別し、それぞれに単独の評価基準を設定し、運用しながら問題点を修正し細分化を図っていく方法も一案である。評価方法が変わる事で過去との比較検討が難しくなる部分もあるとは思いますが、評価の精度向上を優先させる方が未来への資産として生きてくると思われる。

環境に対する市民の考え方には世代等により個人差があることを理解し、環境に対する関心度の低い部分が底上げされるよう、環境問題に関する情報発信手段の再考などを期待する。行政・市民の努力が具体的に見える方法として、近隣・他市のデータを比較対象とし、一人あたりのごみ排出量・緑被率・低公害車導入率・太陽光導入率などを提示することは、市民に具体的な行動へのインセンティブとなる。

さらに、目標を実現するためには、東村山市にふさわしい「景観条例」・「不法投棄防止条例」など、前提となる条例の整備が必要である。早急なる整備を強く要望する。日本の社会は「美しいまち」などと考えるゆとりをもたなかったといえるかも知れない。しかし、『まちの美しさの形成』という目標を掲げる

からには、その目標を実現するための具体的な要件を定める必要がある。新しく建設される建造物については「建物の高さ、デザイン、色彩、素材の統一、看板の撤去・手直し」などについて具体的な方針を定める、それなくしては、一歩も進めない。

こうした環境問題の解決には、行政部局の縦割りが問題となる。行政部局の横の連携を強化する「市民・行政」の一体化を具体的に推進すべきである。当審議会は都市環境部であるが、審議会に他部局の関係者が出席すべきである。

地球温暖化問題への対応、あるいは有限な資源利用の視点にたつて、3R (Reduce, Reuse, Recycle) の具体的な実施が重要であり、とくに Reduce を前面に出した施策を示して欲しい。

### 単年度 B (A)・・・( ) は昨年度評価、以下同じ。

多くの事業はおおむね前年度より充実しており、計画→実施→評価→次年度計画への反映といったマネジメントシステムは良好に機能してきたと評価できる。ただし、数値化が困難な項目においては、審議や施策も停滞気味であると思われる。その原因の一つとして、自己評価を施策の進行状況にだけ着目して行っているものがあることが挙げられよう。また、市民部、教育部、資源循環部等の他部局に関わるものも多いことから、昨年度までの審議会で議論となった各部局関係者も当審議会の行政側出席メンバーに加わるべきである。

平成 21 年度施策に対する環境審議会からの提言が、22 年度施策にまったく反映されていないケースがいくつも見られる。また、目標に対する施策を何も「行っていない」ケースも昨年と同様である。このことについては、「行えなかった理由、行わなかった理由」を明記すべきであることを毎年指摘した。19 年度の報告書では「ふるさと歴史館」が、所管とされた施策No.37 について、「行っていない」理由として、「東村山市として景観づくりをどうするかの方針もない中でこの施策を推進することは困難であるため」と記している。この説明により、施策推進の前提となる条件が整っていないことに原因があると理解できる。つまり、前提条件の整備が施策推進のために不可欠なのである。環境基本計画見直しのために、「行えなかった理由、行わなかった理由」の明記は必要である。

102 項目の施策のうち、あいかわらず予算措置のないものがあつた。その理由として、東京都の条例によるものあるいは国等の規制によるもの、市の指導レベルであるもの、庁内での自主規制であるもの等がある。これらは、どこかにその理由を明記すべきである。予算措置を絶対条件とするわけではないが、せめて調査・研究・計画の段階を明記し、予算措置の要否にも言及すべきである。こうしたことが目標と施策のアンバランスに繋がっていくと指摘できる。単年度評価では、毎年同様の評価となってしまう。従って、これまでの環境報告書の結果を踏まえた上で、単年の環境整備目標、あるいは 102 施策のうち単年度において重点項目を毎年設定し、1 項目ずつ確実に埋めていくことが必要であろう。例えば、省資源・省エネルギー対策を環境基本計画から抜き出して、関連する諸施策を明示することで、市民・事業者等へのアピール効果や市内全体の意識高揚にも繋がっていくと思われる。

また、部局内評価の根拠に施策の推進状況をコピーしているのが大部分であつた。自己評価は進捗状況をどう評価するかが重要であることを徹底すべきである。

なお、各評価でランクを下げたものが見受けられるが、これは審議過程で前年度と大きな変化がないことへの評価も加味された結果であることを指摘して

おく。

## 全 体 B (C)

市の「環境基本計画」評価が最終年度を迎えたが、おおむね評価システムとしては定着してきたと思われる。昨年に比べ市役所内での検討が解りやすくまとめられ、部署ごとにも前向きに取り組む姿勢が見えることを評価したい。

昨年度も指摘したが、以下は今年度も同様の提起である。

第4次総合計画の将来都市像としている「人と人、人とみどりが響きあい、笑顔あふれる東村山」の実施に向け、行政、事業者、市民が一体となり、さらに「環境基本計画」に基づく事業の充実に取り組む必要がある。そのためには、すでに存在する環境基本条例（東村山市環境を守り育むための基本条例）、環境基本計画、みどりの基本計画等との整合性を図るとともに、市報に、継続的環境問題に対する啓発欄を設けることを提案する。

評価上の問題点として、必要性のない項目が出た場合、施策が実施されていないためにD評価を与えられることがあげられる。こうした場合は、その年だけ評価対象項目から外すなどの特例措置を設けるべきである。それらの項目の存在により、評価全体の信頼度への影響が懸念される。

目標の数値化あるいは数値による目標設定は重要であるが、定量化しにくいソフト施策（市民の意識改革、啓発活動など）は、地道な活動であることから、活動を積み重ね、成果を明確に評価していくことが重要である。すなわち、数値評価表施策は別として、ソフト評価表施策については、官民それぞれでの活動の積み重ねを中長期的視点から前向きに評価すべきである。

審議会として最終年目を迎えたが、過去の評価、提言がどのように生かされたのか全く表現されていない。評価を基に、現況を把握・確認し、市民が関われる具体的な目標数値を提示し、市民全員が参加し改善目標に向かい努力する方策を早急に立案願いたい。現状は102の施策の評価の繰り返しの終始し、マンネリ化の兆しがみえているのが残念である。「東村山市環境報告書」は「現状分析の報告書」で終わらず、将来に向けてどうすべきかが盛り込まれるべきであろう。

すなわち、ここ何年かの環境報告書によって、東村山市の環境に対する取り組みの実態が見えてきたことは喜ばしいが、概ね前年度と同様の回答が大部分を占めている。機械的に前年度と同様の内容では、環境に対する将来像または理想像を持っていないのか？と疑われる。これでは、現行の施策で環境目標基準が満足できないと判断された場合、または満足していた目標が基準以下に落ち込んだ場合において、環境が壊れてから慌てて対応し始めるといった、今現在の後手に回っている環境対策と変わりがないと危惧される。今後は、環境の将来像を見据え「現状の問題点と改善策」・「将来的な問題点または不安要素と改善策」・「施策の新たな推進方法」等も合わせて各所管で検討し、先手を打った環境対策を講じる必要がある。

推進の102施策は総花的であるため、実行が難しいとする評価になりがちである。すなわち、評価結果を受けた改善は中途半端に終わると懸念される。混在している日常的業務をはずし、重要課題に絞り込むことも一案である。例えば、先に述べた省資源・省エネルギー対策である。

環境基本計画は、市の理念や市長方針に基づいて、重要課題(方針)を都市環境部としてどう展開するかを年度計画に立案してPDCAをまわしながら推進すべきものである。実際には、基本計画の目的と施策に差がありすぎ、また、項

目数が多すぎることから、重点施策がかえってぼやけてしまっていることを指摘したい。また、これからの時代を担う若い世代が東村山市に定着していくうえで不可欠な環境の将来像を明示し、それに沿った施策を立案すべきである。

元の鳩山内閣は、1990年度比二酸化炭素放出を25%削減すると国内外に明言した。こうした具体的な数値が目標値として提示され、市民の関心も大変大きくなっている。したがって、この点検評価に基づき、一般市民が具体的に何をしたら協力出来るのかを提示する必要がある。ここにあって一昨年を指す。具体的な推進を図るうえで、例えば、「太陽光発電の導入」を「エネルギーの有効利用」で取り上げるより、市内全家庭の20%が、太陽光発電を導入すると市民1人当たりCO2を何%削減したことになる、あるいは、市内登録の乗用車50%が低公害車になると、市民1人当たり何%削減したことになる、など具体的な数値を掲げることも一考に値しよう。

また、アイドリングの停止、グリーン購入ネットワークの促進、公用車の小型車・ハイブリット車の採用など実行可能なものから実行していただきたい。

都心からの衛星都市としての機能、すなわち、豊かな自然としての河川や緑の保全是東村山市の特徴ある街づくりとして打ち出せるものであり、環境基本計画の実行をさらに推進していただきたい。市内での住宅や駐車場の建設にともない、敷地が完全に被覆されるケースがますます増加している。雨水浸透や緑化が奨励されるような「市民と協働」「官民一体」の実践を今後とも具体的に進めていただきたい。

全体計画の検討項目として、地球温暖化などの大きな地域問題に対しては、具体的な施策が見えてこない欠点がある。しかし、地域・地球環境問題の解決は地域社会での実践的な活動によって成し遂げられるものであるから、行政・市民・事業者が一体となって、問題点の科学的根拠を共有し、具体的な行動を展開するための学習教育に一層の努力を図る必要がある。

また、市民が協力できる項目の中で、近隣市との比較データ等も時系列的に収集して提示すれば市民の関心も益々高まると期待される。

具体的な施策を実施するうえで、市の予算に依存するばかりでなく、市民の協力によって得られたアメニティ基金の活用を図るべきである。市内の緑地減少に対処するため、緑地保全指定によって、固定資産税を減額していても、相続問題等から公有地化が図られない。アメニティ基金の積み立てと拠出の機能を向上し、市内のみどり率を上げることを提案したい。また、更なる意識向上を目指し、環境運動に関するコンクールや表彰の機会を増やすことが望まれる。

官民が協働して様々な施策の推進に不断の努力を傾注している一方で、そうした地道な努力を裏切るような『壮大な、かつ恐るべき資源の浪費』が、機械文明の限りない高度化志向のゆえに進行し、さらに実行されようとしていることに、勇気をもって疑義を提起したい。『ペットボトル飲料の無制限な増産』『エコの美名を借りた贅沢家電製品』などの『資源の浪費』は、個人や一自治体の枠をはるかに超えたレベルのものである。さらに金融不安をきっかけとした社会情勢の激変が予想される。いまこそ行政・市民が一丸となって声を挙げるべきであろう。

## 2. 各分野に対する評価

### (1) 大気汚染対策【施策 NO. 1～7】

大気汚染調査で、NO2 と SPM が環境基準に適合したことは、対策の効果が現

れたものとして評価できる。ただし、NO<sub>2</sub> と SPM の濃度は、年間では季節、週内では曜日、1 日間では時間によって変わる。少なくとも、測定した曜日と時間帯を明記する必要がある。今年度も、観測結果しか書かれておらず、また、観測体制がどう強化されたのか明らかとなっていない。「大気汚染常時観測」の項で「東京都が実施」とあるが、その結果も掲載すべきである。なお、施策 No. 2 は大気汚染観測体制の整備とある。推進状況には観測結果しか書かれておらず、観測体制がどう強化されたのか明らかとなっていない。

汚染物質の長距離移動の問題から大気汚染を特定の自治体が解決することは困難である。しかし、市民の健康の維持増進の視点から、大気汚染物質の多点・継続観測は自治体として実施可能な施策である。さらなる観測網の充実が望まれる。放射能問題を環境問題として取り上げるかは議論のあるところではあるが、市民の健康を考えれば、実行している測定結果を市民に十分伝達できるようにし、さらに測定網を定着させていく必要がある。

単年度 B (B)	全体 B (C)
-----------	----------

### (2) 水質汚染対策【施策 NO. 8、9】

No. 9 で平成 22 年度の汲み取りが 181 世帯あるので、指標化の A は問題である。出水川・空堀川の調査地点は湧水影響（停滞水の可能性）が考慮されているが疑問がある。

数値目標に対する評価が調査の回数や世帯数であって、環境基準に適合しているのかが不明確である。また、環境基準はクリアすれば達成ではなく、より高度な環境基準を目指す取り組みが必要であり、さらなる対策の充実が望まれる。また、観測網の充実と基準に達しない地点の原因究明を早急に実施すべきである。公共下水道への未接続が減少したものの相変わらず 805 世帯もあり、接続率 100%となっていない。毎年指摘しているように、強制的な行政指導も視野に入れた検討が望まれる。

単年度 B (B)	全体 C (C)
-----------	----------

### (3) 土壌汚染対策【施策 NO. 10】

土壌汚染は顕在化していないが、届け出がある、ということは皆無ということではないので、今後とも事業者、市民の土壌汚染の危険性と防止を呼びかけていく必要がある。有害物質取り扱い業者に対する「調査猶予」は猶予理由を明示すべきである。なお、有害物質取り扱い事業者からの申請があつてからの調査では対策に遅れが出るのは必至で制度そのものの見直しが必要であろう。

調査猶予とあるのは、理解しかねる。猶予の理由を明示すべきである。また、有害物質取扱い事業者が、工場（または作業場）を廃止、除却する場合だけでなく、現に稼働中の工場（および作業場）に対する定期的な立入り検査・調査も必要である。理由として、土壌汚染は、河川・地下水等への水質汚染にもつながっており、問題が発生してから、といった後追いは問題解決を大幅に立ち遅らせることがあげられる。

土壌汚染詳細調査と拡散防止計画書を提出させ措置が完了で基準値未満とあるが、その基準値の時間的な変化、すなわち土壌汚染物質の滞留時間等の特性を市民に説明する必要がある。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

#### (4) ヒートアイランド対策【施策 NO. 11～14】

雨水浸透枡助成、浸透トレンチを着実に実施していることは評価できる。敷地の透水性舗装や植栽推進は市民の意見を踏まえた行政指導も考慮に値する。No. 11 の敷地の透水性舗装の採用件数が 13 件中 1 件 (7.6%) は低すぎると思われる。採用件数ばかりでなく指導件数表示も考慮する必要がある。予算を増額し引き続いて助成が行なわれることを望む。

川のほとりや道路際に、高木になる街路樹をさらに植栽し、樹木の蒸散作用による気温上昇の抑制効果を図ることを期待する。川の側道は、市民の散歩など健康管理の場でもあることを重要視したい。

緑を増やし、緑のネットワークで冷却効果を高める例として、最近話題となっているつる植物を市庁舎に使った冷房効果を実行することも意義深い。屋上緑化や壁面緑化は研究段階であろうが具体的な効果を市民に知らせて欲しい。

公園ボランティアの協力を仰いで実施することも行政・市民の連携として具体的な行動となる。市民の温暖化対策を具体的に推進するためには、温度設定が書き込まれた温度計の配布などによって冷暖房器類の管理を促すことも一案であろう。

ヒートアイランド現象の緩和を特定の自治体が解決することは困難であるが、自治体の努力によってなしうる課題である。例えば、積極的に都や国に具体的な施策の要望を提出するなども一考に値しよう。

本対策は緑の保全対策等と深く関わっているので、緑地面積の確保を同時に対策として進行させることを望む。市庁舎内の「エコオフィスプラン東村山」、エアコン設定温度の徹底、ノーネクタイ運動等、公共施設での対策は高く評価できよう。行政が自ら実施することは、市民への啓発の具体策として重要である。課題は、市民、事業者への認識と啓発活動である。なお、エコオフィスプラン東村山は評価するが、「快適さ」をどこまで抑制するのか、など各論的な見直しを図り、事業所等へも広める必要がある。ヒートアイランド現象のメカニズムに関する学習・教育に努める必要がある。

本施策は既に述べたように、他の施策の実施によって、また多くの市町村の実施によって解決されるものであることから、各施策の目標のひとつに掲げ、施策項目から下げることにも一案である。項目が多いことは問題解決のあいまいさにつながる危険性があるからである。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

#### (5) ダイオキシン類、環境ホルモン等の有害化学物質対策【施策 NO. 15～19】

他の項目にも言えるが、西暦と和暦の混同を解決して欲しい。西暦表記であれば後ろに括弧書き和暦をいれるなどの工夫が必要であろう。

新たな汚染物質、アスベストに対しては適切な行政指導が行われたと評価できるが、施策項目のタイトルにアスベストも入れて明確化することも必要であろう。引き続き、PCBの保管・処理状況の把握、PCB該当事業所についての指導状況の把握に努めることを望む。

有害化学物質は、市域に限らず周辺地域（相互）へ越境して影響を及ぼすことから、周辺自治体との連携による施策情報の交換に実効を期待する。

なお、冬枯れの落ち葉焚きも罪悪視されている感がある。文化として焚き火、焼き芋などの大人とともに遊ぶ冬の風情を残すべきではないだろうか。「産業廃棄物屋外焼却禁止の徹底」は当然であるが、落ち葉・枯れ草・剪定枝等は燃焼

しても CO2 排出量に関わらないことを明示すべきである。緑化推進の一助として、自己敷地内での野焼き焼却を認め、焼却灰は土に戻すことも環境保全活動の一環であろう。落葉落枝を袋に詰めたり、所定の長さに縛るのは大変な手数と時間が掛かる。また、回収車で燃料を使い人件費をかけ回収し秋水園で焼却することは大変不経済である。但し、燃やす対象物を限定し、安全であることを市民に理解してもらうことが前提となる。例えば、落ち葉焚きからダイオキシンは発生しないこと、などダイオキシンの発生メカニズムについての学習・教育に努力が必要である。

農地あるいは樹林地周辺では除草剤散布がおこなわれているところがあるが、使用目的、使用薬剤、安全性などについて、近隣住民に知らせる努力をして欲しい。物質に対する感受性に個人差があり、こうしたことが住民の不安につながることを行政として認識すべきである。

なお、今後、新たな汚染物質が登場する可能性もあることから、汚染物質に関する情報収集に心がけてもらいたい。例えば放射能問題は新たに大気・土壌に付加されるとはおもわないが、残留期間が長いことから、早急にモニタリングと対策を市民に知らしめるべきであろう。

単年度 B (B)	全体 A (A)
-----------	----------

#### (6) 騒音・振動対策【施策 NO. 20～22】

苦情処理などの対応に加えて、西口再開発での低騒音舗装は高く評価できる。ただし、平成 20 年度が市当局評価が A であったものが B, B, D と評価が下がった理由が不明である。掲げた目標は達成されているが、府中街道以外の道路で騒音の環境基準がなぜ達成できないのか、根本的な調査も必要であろう。

多くの工事は日曜日を除く昼間に行われるが、せめて国民の祝祭日は静かな日(工事のない日)にするなど、市独自の行政指導の検討が望まれる。また、低騒音舗装の採用と実施を早急に検討する必要がある。

騒音対策は、「苦情を発生させない」ことであるが、行政的には「苦情がこなければよい」ということになりかねない側面がある。とすると、周囲の人が我慢強ければ対策をとる必要がない、と帰結されかねないことに留意していただきたい。

単年度 B (A)	全体 A (A)
-----------	----------

#### (7) 悪臭対策【施策 NO. 23、24】

下水道の未接続による汚水の河川流出も悪臭の原因と思われる。悪臭の内容を明らかにし、市民への注意喚起も必要であろう。悪臭に対する個人差などあって難しいと思うが、個々に対応するきめ細かな行政行動を期待する。

単年度 A (A)	全体 B (A)
-----------	----------

#### (8) 都市生活型公害対策【施策 NO. 25、26】

近隣騒音はいわゆる事件につながる時代のため、お互いが住みよい生活をするためのルール等を市報などで呼びかける必要がある。騒音に対する個人差などあって難しいと思うが、個々に対応するきめ細かな行政行動を期待する。近年はペットを飼う人が増えてきたが、ペット、特に犬猫の鳴き声は、持続的ではないにせよ騒音と考える市民もいることから、こうした騒音防止に対する啓蒙活動を実施すべきである。

なお、市内の建物の高層化が目立つようになった。「都市公害対策」の項目を

つくり「風害対策(ビル風)」・日照権・電波障害等への調査・対策を早急に行うべきである。

単年度 A (A)	全体 B (B)
-----------	----------

#### (9) 廃棄物の適正な収集・処理【施策 NO. 27～29】

可燃ごみについては対前年比較で減少しており、対策が適切に実施され、効果が現れた結果として評価できる。また、「ごみ見聞録」、ごみ資源収集カレンダーの発行等ごみ減量の啓発事業は評価できる。

ごみ有料化の実施の定着で市民の減量意識向上に寄与していることは高く評価できる。なお、現在行われている3つの分別収集の回収ごみの処理方法を市民に知らせるべきである。容器包装プラスチックごみが焼却なのか、埋め立てなのか不明のまま出している市民が多く、環境問題啓発の意味からも市内処理なのか、市外(場所)なのかも常にフィードバックする仕組みを確立していただきたい。

家庭ゴミの有料化の目的は、消費者に①収集・処理費の一部を負担してもらうこと(受益者負担)とともに、②それによって、ゴミとなるものの購入を抑制するように促すこと(Reduce)である。したがって、消費者の負担が小さすぎでは意味がない。このことはいつも考慮すべき点であることを指摘しておく。

No. 29の焼却灰の再利用(エコセメント)で予算額・決算額がともに192,843千円となっているが、この金額が再利用先への売却額なのか。導入に必要であった補助金額なのか曖昧である。エコセメント利用については、その構造物を開示し、知名度を上げることも必要であろう。公共工事において積極的・標準的に使用されることが望まれる。

昨年度に引き続き、提言として、不法投棄の質と量を明らかにして頂きたい。また、不法投棄には厳しい罰則規定を市独自で持つことへの検討段階にきていると思われる。ただし、近隣自治体との協調が必要で、罰則規定のない地域に不法投棄のごみが移動するだけでは解決にならない。

なお、地域環境保全、温暖化低減の基本はReduceであることを大きくアピールする広報活動を期待する。

単年度 S (A)	全体 S (A)
-----------	----------

#### (10) 資源循環・リサイクルの促進【施策 NO. 30～36】

ごみ見聞録、ごみ資源収集カレンダー発行等により、ごみ減量と資源リサイクルに対する市民の意識の向上を図っていることについて評価できる。また、焼却灰の再利用促進についても評価できる。

生ごみ処理機等の助成は、効果的な広報の結果、成果を挙げていると評価できる。なお、生ごみ処理機の運用方法について詳しい情報を市民に提供すべきである。集合住宅でも設置可能なのか、あるいはどのような場所が不適なのかを明示していただきたい。具体的目標としている「不燃ごみ発生600g以下」あるいは「ごみ資源化率35%以上」という記述に対する成果は不明確である。

なお、生ごみ及び剪定枝処理について当審議会は、以下の考え方を確認し、提言した。再度以下に提言する。



生ごみを資源とすると、生ごみは各家庭に分散した資源である。また、生ごみは大量の水分を含んでいることから、収集に多大のエネルギー消費（＝二酸化炭素排出）をとらなう。さらに、堆肥化の過程で、水分を蒸発させるのにも多大のエネルギーを必要とする。さらに、堆肥を消費地に運搬することにも多大のエネルギーを消費する。各家庭からの生ごみは、その内容物が多様であることから、堆肥となったものもその内容物は多様であり、単純に農業用として利用することは難しい。各家庭の生ごみに対しては、コンポスト設置への助成を継続して収集総量の削減を促進する。また剪定枝等は、粉碎利用等、生物資源としての有効化を図ることを提案する。

ここでも **Reduce** の具体的な推進を願う。「どうせリサイクルをするのだから、どんどん飲んで、空きボトルは収集日に出せばよい」ということでペットボトルの生産・需要、そして「収集量」はふえ続けている。いま大事なことは「ごみ減量（Reduce）」である。徹底的な Reduce に行政、市民、事業者が取り組み、自治体レベルでも可能であることを他の自治体に示すことも、環境基本計画の一つの目標であろう。

毎年度指摘しているごみ減量対策としてのデポジット制の導入について早急に検討を進めて頂きたい。空堀川の春秋の清掃時には毎年、膨大な数のペットボトルと飲料缶を収集している事実を広く市民に広報すべきである。

「先進国ではデポジット制度が定着しているのに、日本でそれが進まないのは何故か」という問題を研究成果に依存するのではなく、行政として具体的に検討を加えるべきである。デポジット制度は市民のごみ減量に対する具体的な行動を促す施策として重要な課題である。

単年度 B (B)	全 体 B (B)
-----------	-----------

#### (11) 歴史的・文化的遺産の保全【施策 NO. 37～42】

豊かな地域社会の構築に欠かせない重要な施策である。東村山市祭囃子、野口雅楽等への補助金交付は伝統文化の継承として有効な施策として理解できる。また、文化財保護の意識啓発、青少年表彰で囃子保存会の後継者育成等伝統文化継承にも実績が認められる。ただし、平成 20 年度の市評価が C となっている理由が不明である。また、市が良いものに対するアピールが弱いのが残念である。

現行の行政組織では縦割りで、横の連携がとれず「景観づくり」を推進するのが難しい状況にある。「街づくり条例」の早期施行、それに添った新しい行政組織の構築、都市計画マスタープランに沿った、街づくり（景観）の指針を明示する必要がある。例えば、下宅部遺跡はっけんのもり（日本の歴史公園 100 選）と正福寺地蔵堂（国宝）に多摩湖堰堤など建造物（大正末年構築）を加えた広域歴史・文化圏を広義の環境保全という視点からとらえ、市の活性化に役立てていくランド・デザインづくり（この場合、交通アクセスの改善・強化を含む）を急ぐべきである。

歴史的、文化的遺産の登録制度、ボランティア導入、補助制度など、これからも手をつけられない状態なのか、それとも何年後に実施する方針を持っているのか、具体的なタイムスケジュールを示すべきである。施策が、数値化あるいは階層化できるような内容ではないので、他の評価対象項目とは、別の評価基準を市民と作り上げていくことも検討する必要がある。また、関係部署との十分な連携を図り、具体的方針やシステム作り着手する必要がある。

これらの事業展開の問題点として、伝統文化に携わる市民が特定の人に限られ、他の多くの市民に浸透しない悩みがある。今後、地域社会全体の伝統文化、文化財の保全に向けた裾野の広い事業展開を望む。なお、歴史的建造物と調和する周辺建造物の外観（高さ、デザイン、色彩、素材等）をとるよう指導することが必要であろう。そのためには、まず「東村山景観条例」を制定し、東村山にふさわしい「歴史的・文化的遺産の保全」を具体的に定めることが前提条件である。

なお、施策No.37「歴史的建造物をいかした景観づくり」と、分野『まちの美しさの形成』の施策No.43「地域環境を考慮した土地利用計画の策定」は、所管が「ふるさと歴史館」と「都市計画課」に分かれているが、実は不可分のものと考えらるべきであろう。

単年度 B (C)	全 体 C (C)
-----------	-----------

### (12) まちの美しさの形成【施策 NO. 43～46】

「水とみどりのネットワーク計画」の具体化がある程度実行されたことを評価する。また、「花いっぱい運動」を市民主導、行政サポートで年中行事にするなど具体的な提案と実施が望まれる。

東村山駅西口駅前広場竣工を記念し、市民による「てんしゃばフェスタ」実行委員会の事業の一部として市民部と協働して 20 箇所近くの道案内標識が設置された。これは不十分ながら北山公園・正福寺へのアクセスに機能しており、東村山市の自然・文化遺産の認知度を高めている。

これまで提案してきた以下のことをここに再掲する。わが国では、「美しさ」についての感じ方は様々であるとされているが、2000 年前に、「形あるものはすべて美しくなければならない」を信条にした国もあることを認識すべきである。ほんの四半世紀前まで、都市を「美しくすること」など、国さえも認めてはいなかった。「景観」が論じられるようになったのは、ここ数十年のことであると言ってもよい。いまもって、「景観」を考慮することなく建てられた建造物があふれた中でわれわれは暮らしている。「まちの美しさの形成」について、東村山市としての方針を確立することは、必要不可欠である。本審議会は、「東村山市の歴史的建造物と自然景観に調和した景観づくり」のための検討を提案する。またそのために、①新しく建設されるものについては、「建物の高さ、デザイン、色彩、素材を統一すること」、②既存のものについては、「奇抜さや違和感を与える建造物を歴史的建造物や自然景観に調和した状態に修復すること」を指導するよう提案したい。

「具体的目標」である、「奇抜さを与えるような街並みや建造物がなく、地域の緑地や河川などの自然景観と調和していること」のためには、現在の建造物の大幅な修復、看板の撤去・手直しなど、困難な課題があるが、新たに建設されるものについては、東村山市の自然にふさわしいもの考えることは十分可能である。歴史的建造物の周囲では特に、それらとの調和を優先した指導が望まれる。さらに市内全域で、「美しい景観運動」を起こし、写真コンテストやアンケートなどを実施することによって、美しい市街地、住宅地、農地について、市民に考えさせるきっかけを提供する必要がある。

既設の横断歩道橋のほとんどは、車優先の思想のもとに設置され、東村山の街の景観を破壊し、高齢者にとっては不便なものとなっている。「人優先」を、お題目として唱えるのではなく、実施する時期であろう。現在横断歩道は白いペンキを塗って示されているため、「歩行者が通ってもよい車道部分」と感じら

れる。これを改め、横断歩道部は、道路際の歩道と同じ高さにする。これにより、横断歩道は「車の通ってもよい歩道」と認識されるとともに、車が歩行者を認識しやすくなり、また車の急ブレーキも効きやすくなると思われる。

これらのことに関しては、「都市計画マスタープラン」に沿った景観条例・まちづくり条例等策定の早期実現化が望まれる。

“街並みや建物が自然環境に調和して保全されている、土地利用が地域環境を考慮している。”と評価しているが、市内はミニ開発が行なわれ、景観を配慮しているといいがたいものも見受けられる。

自治会の中に位置する公園等については、自治会の人々の手によって自主的にきれいにしている所もある。こうした自治会では、子供を中心に親も参加しとともにぎやかでよい環境が形成されるようになった。市民の意識を高める啓発活動として高く評価したい。

単年度 B (B)	全体 C (C)
-----------	----------

### (13) まちの清潔さの保全【施策 NO. 47、48】

ごみの不法投棄は減っていない現状を認識すべきである。ごみの有料化がおこなわれてから、かえって増加した、との印象は数量化されてはいないが事実であろう。不法投棄のポスターがまるで絵空ごとのようになっている。相変わらず、信号のある場所の植え込み、花壇ではジュース空き缶、たばこの捨て場になっている。禁止の啓発を推進して頂きたい。

不法投棄ばかりでなく、道路の捨て看、電柱等への張り紙等、ここ数年減少したとは思われない。ボランティアによる環境パトロールなどの監視体制の強化に加えて、環境審議会は市独自の罰則規定の制定を強く要望する。なお、近隣自治体との協調も重要であることを付記する。

農地などの私有地への不法投棄の取り締まりができない実態であるが、条例等で被害者である土地所有者を救うしくみに期待したい。先に述べたように、不法投棄防止条例の制定時期にきていると思われる。他市の例を見習って早急に制定のために準備にとりかかることを提言する。

ごみを不法投棄する人は、相変わらず存在しているが、拾う側に回っている市民も確実に増えている。そのような市民に、美しくて品位のある腕章などを身に付けてもらうことで、その行為を支援する体制づくりも重要である。多くの自治体で喫煙マナーの向上の一環として、路上・歩行喫煙禁止の徹底が行われているが、平成 19 年 12 月議会において、東村山市路上喫煙等の防止に関する条例が可決され、平成 20 年 6 月 1 日からの施行となっていることを高く評価する。ただし、喫煙の制限を現在の駅周辺ばかりでなく、防止推進地区を増やす努力を切望する。

なお、年 2 回行われる空堀川の清掃活動からの実感として、家庭からの生ゴミと思われるポリ袋入りのゴミの投棄例が減少したとは思われない。兩岸の管理用道路のゴミを捨い続ける市民がいる。市による表彰を検討しても良いと思われる。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

### (14) みどりの保全【施策 NO. 49～57】

緑地は自然であっても維持管理が必要である。No. 49～No. 51 で予算が計上されていないことに疑問がある。

緑地保全地域指定については、東村山市が現在指定してある緑地保護区域の中から重要な箇所を選び、東京都の緑地保全区域に編入してもらうことを考えることも選択肢のひとつである。東京都は多摩地区においては丘陵地の保全を考えているようだが、粘り強い要請が必要であろう。

「具体的（数値）目標」の緑被率（現在の「みどり率」にほぼ相当）は40%とされているが、現在はこの数値をすでに下回り、東村山の平成19年度のみどり率は35.4%とされる（東京都平成19年度土地利用データより算出されたもの）。既存の緑地を保全するほかに、緑地を広げるための土地の確保に努める必要がある。植樹祭を開催し、市民が植樹した樹木を記念樹として見守ることができるような場所をつくることも検討に値しよう。

「守り つくり 育てよう 東村山のみどり」 このキャッチフレーズが祝詞であっては意味が無い。東村山市の「みどり率」35.4%のうち、樹木・樹林が占めているのは16.2%に過ぎない。「緑地保護区域に対する固定資産税・都市計画税免除、保存樹木の枝落としの補助」は必要な対策であるが、さらに、最近多発している、相続税を払うための農地売却を防ぐような対策も検討が望まれる。

市内の農家で相続問題が発生するたびに、農地や保存樹林が宅地化されていく。このまま手を拱いては東村山市のみどり率の減少は避けがたい。「緑地保全基金」を活用して、相続税を一時的に立て替えるなどの制度の構築を検討できないか、相続問題発生時に、市に相談できる場所が用意されていることが望ましい。

空堀川の流域には3か所の東京都緑地保全地域がある。ふれあい橋右岸の東村山市緑地保護区域をこの指定地域に組み入れてもらう要請を市民とともに行うべきである。

新たな緑地の確保が難しい現状であるからこそ、現状の緑地面積の減少や緑地の質的保全を図ることが大切である。市内の保存樹木、農地周辺の茶などの灌木、街路樹、河川敷内の樹木など、農家の屋敷林、さらに住宅の植木などをとぎれることのない連続したものにすることが緑の回廊、緑のネットワークの基本であり、島嶼状の緑をいかにつなげるかが生物多様性保全の一つの方策である。

これまでの審議会でも何度も提言してきた「過去に失われた植生や生物の生息環境が回復・・・」を実現するためには、その基本となる市内の野生生物種のデータベースを、早急に作成する必要がある。失われてから調査したのでは、何が失われたのか分からないことに留意すべきである。

単年度 B (B)	全 体 B (B)
-----------	-----------

### (15) 市街地のみどりの保全【施策 NO. 58～65】

(14)と同様である。No. 59～No. 64 で予算が計上されていないことに疑問がある。みどりの保全では、小さな樹木を植栽することは市民によって可能だが、成長して大きくなると、剪定・消毒など難しくなり、市としての管理が必要となる。現状で私有地内の大きな木ではこうした管理が難しいことから所有者が伐採してしまうケースもあるという。きちんとした予算計上を行って、みどりの保全に取り組む姿を市民にみせて欲しい。

緑化保全と地域開発は微妙な関係で、極力緑化に損傷を与えない開発行為に対する市独自の環境アセスメントを検討する必要がある。また、既存の市道に緑の散歩道を造ることは行政が責任を持って実施すべきである。

「自然・文化・歴史資源を巡るみどりの散歩道」とは何を想定しているのか？  
 No.60、No.61：都市計画で線引きし、居住者を立ち退かせて造られた「都市計画道路」を整備することは、「みどりの散歩道づくりの推進」、「自然・文化歴史資源を巡る散歩道づくりの推進」、ではないことを、指摘してきた。新しい道路の両側に歩道を設置し、街路樹を植えるのは、その道路による周辺環境の悪化を緩和するための、当然の施策と認識すべきである。

緑の散歩道、自然・文化歴史資源を巡る散歩道は、東村山の自然環境が守られ、歴史を経た寺社や住宅などがある地域を通り、昔ながらの屋敷林のある、安心して歩くことのできる道であろう。

なお、「美しい景観」について、市民にインセンティブを与えるためにも、「生垣モデル地区」の設定を行うべきである。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

**(16) 公園や水辺のみどりの保全【施策 NO. 66～68】**

環境に配慮した公園の整備が北山公園菖蒲園の土壌改良だけではものたりない。また、具体的（数値）目標「ひとりあたりの公園緑地 20 m<sup>2</sup>以上であること」に対して現在の達成率を明示すべきである。

なお、公園整備において景観的配慮と共に、安全な公園を構築すべきである。例えば不審者の目撃情報が聞かれる中、周辺からの見通しが悪い公園では利用者に不安を与え、かえって無用の公園と化してしまうおそれがある。また、老朽化した遊具についても早急に安全対策を図る必要がある。

多摩湖緑地観察広場のように、原風景を守ることをコンセプトに緑道や広場が整備され、市民参加型で落ち葉はきや草刈りが行われている場所もある。市にとって貴重な自然であることから、環境教育の場、あるいは自然保全の啓発の場として、行政、市民が一体となって保全に努めることを望む。

多摩湖堰堤改修工事完了後は狭山公園から北山公園一帯が景観、自然環境に恵まれた市民・都民の憩いの場となる。交通アクセスを抜本的に改善し、当市の「豊かな自然」を多くの人々に体感してもらい、副次的には「自然をまもる」意識を、しっかりと根づかせるべきである。

No. 14～No. 16 の施策は、市民の善意・ボランティア活動に依存するケースが多い。ボランティアの登録制度を設けても、活動そのものへ行政が関与しなければ意味がない。市民—行政の連携がもっとも発揮される活動であることを確認しておきたい。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

**(17) 地産地消の推進【施策 NO. 69～74】**

前年、生ごみを堆肥にする産業振興を行い、今年も成果を挙げている。しかし、生ゴミ堆肥の性質性状は不安定であることから、用途を考慮しつつすすめていただきたい。水分が大部分を占める生ゴミの焼却処理は、決して理想的なものではないことをもっと市民に知らせるべきである。

地場農作物の給食への導入も進んでおり、市の活動がうかがえる。こうしたことは、昨今の「食の安全」を地域レベルで守ることとして推奨されよう。また、食を通じた「ふるさと」意識につながると期待される。

なお、地域農作物について、放射能汚染の有無など早急に市民に知らしめるべきである。

農業実習・農業体験について、体験農園が開設され、推進の道筋がつけられたことを評価する。地域社会は一次、二次、三次産業が多様に存在し、それらの産業への理解が地域社会を豊かにすることから、市民も含めた地産地消の推進は意義深い。継続した施策の展開を望む。なお、農地の休閑期間における土壌飛散は地域住民の農地不要論にもなりかねないことから、市としての対策立案を望む。

義務教育での農業体験学習を更に充実し、土壌づくりから食物の飼育、収穫までを年間を通して学習することが望まれる。また、昨年度も指摘した「体験農園」の利用率をアップすることにつながる近隣小・中学校の「土曜子ども講座」との連携事業の推進について検討していただきたい。また、生ごみ堆肥が農業に使用できる事は良いが、市民が市民の手で実施可能な市民の為の貸農園の増設を推進すべきである。

都市近郊農地は防災機能をもつといわれる。「防災協力農地の協定」をJAと締結した事は意義深いことなので、具体的場所等を公表すべきである。

単年度 A (A)	全体 B (B)
-----------	----------

### (18) 生物の多様性の保全【施策 NO. 75～78】

生物多様性条約の締約国会議（議定書策定会議）が昨年、名古屋で開かれた。東村山市も生物多様性保全の重要性を地域から発信できるようにすべきである。

ごみが捨てられ、木の枝が落下したまま放置されている東村山市内の雑木林でも、実は貴重な植物が花を咲かせている。市民の力を借りて、市内の雑木林を手入れし、市民の憩いの場所とすることは、「緑地保護区域解除」を抑制するためにも必要な対策である。

No.77：「施策の推進状況」及び「評価の根拠」に「生態系を壊さず現状の維持管理に努めている」と記されているが、『生態系』についての誤解がある。われわれの認識は、人間活動により生態系がすでに危機的なまでに破壊されていることである。絶滅種、絶滅危惧種が増加し、多くの生物が生息場所を失った現在の状態は人間自身にとっても好ましくないとの認識から、現生態系の維持ではなく、生態系の復元がテーマになっているはずである。

No.76；「将来イメージ図の75%具体化」との評価をみる限り、「緑のネットワーク」、「ビオトープの創出」等の用語が正しく理解されていると思えない。「緑のネットワーク」とは、本来、私有地内の樹木も含めたすべての緑地を連続したものとすることによって、野生の小動物が移動できる空間を確保することである。市内の「緑のネットワーク」完成は、まだまだ遠い夢であろうが、少なくとも実現に向けた姿勢は示すべきである。

手許にある、「平成19年度土地利用データ」によると、東村山市のみどり率は35.4%。東村山の平均値を高くしているのは諏訪町の存在であり、それ以外の町には樹木、樹林は決して多いとはいえない。既存の保存樹林を守る以外に、子どもたちが植樹を行い、樹木の生長を見守れるような場所を確保することは、「ふるさと東村山」との絆を深めるためにも有効だろう。

都市といえども都市環境に応じた生物多様性があり、緑地の広さばかりでなく、質の問題の検討が必要である。生物多様性保全は、現状の維持管理に努めることばかりでなく、新たに多様な生物の生息場所を確保することを含んでいる。これらを具体的に実施するためには、毎年度の審議会でも指摘しているとおり、市内に生息する動植物の種類、数などの調査をまず実施し、生物種の多様性に根拠のある施策を展開する必要がある。専門機関に委託した場合よりも精

度が粗くなるが、予備的な調査であることを前提とした生態系の現況調査を、市内小・中・高校生の課外活動（研究テーマ）として、早急に具体化できないだろうか。

改修工事が終了した空堀川の河川敷に、まず生えてきた植物種の多くは外来種である。「空堀川に清流を取り戻す会」、「清瀬の自然を守る会」では、外来種はできるだけ除去し、在来種を残すような草刈りを依頼している。外来種の進出も、人間活動による生態系の破壊のひとつであることを認識し、ヒトが関与した生態系はヒトの手で「維持・管理・保全」すべきである。

単年度 B (B)	全体 C (C)
-----------	----------

### (19) 水辺環境の保全【施策 NO. 79～83】

多摩湖緑地の「都市計画公園・緑地」の決定は意義深いと思われる。

空堀川に関して、市内の流域の清掃を年に二回以上、空堀川に清流を取り戻す会を中心に、市役所、事業者、住民が一体となって行っているが、ゴミ有料化以降大きなゴミや自転車、布団、ストーブ等の不法投棄が目立っている。一部の市民であろうが、市民のモラル、環境問題意識の程度の低さにあきれるものがある。清掃の日が近くなると橋際に大きな袋が置いてある現実を市民に知らせ、モラルの向上に努めていただきたい。

水辺環境に関して全ての項目が現状維持となっているが、現状が理想の水辺環境とは思われない。将来計画をはっきりさせ、スケジュールとの整合を図りつつ理想の水辺環境を創出する施策を検討願いたい。また、その進捗状況についても予算に関係なく、計画中であってもここで提示して頂きたい

なお、表記上の問題であるが、「市内の河川、空堀川・北川等」を「空堀川・北川・前川等」として保全地域を明確にすべきである。

単年度 B (B)	全体 C (C)
-----------	----------

### (20) 水循環の確保【施策 NO. 84～89】

雨水浸透枘の助成は空堀川流域で東村山市だけであり、他市の模範となっており、継続していることを評価する。なお、地盤の低い地域に雨水浸透枘の設置を促進するばかりでなく、地盤の高い地域にも広げるべきである。

市内の宅地化の進行とともに、土壌の被覆が急速に進んでいる。今後、新たな建物の建設時には、樹木を植えるよう促すとともに、可能な限り土壌の被覆を避け、やむを得ない場合には透水性の舗装材を用いるように、東村山市全体の都市計画のなかで指導する必要がある。

市内河川の殆どが水量不足と思われる。河川に適正な基底流量がないと生物多様性の維持は出来ない。そのため、都市開発には緑被率の増加、透水性の確保を考慮した対策を考えるべきである。

水循環は大きな気候システムの一部をなしており、地域問題としてとりあげる難しさを抱えている。しかし、多くの地域・地球環境問題の解決は地域問題の解決から積み上げられてはじめてなしうるものである。都市道路のアスファルト化は地下水の減少ばかりでなく、降雨後の急激な増水と渇水期間の延長を招くことから浸透性舗装の推進は必要不可欠である。なお、河川に流入する各ルート内の、利用されず放置・老朽化で故障・修繕の必要な施設数の把握、撤去の必要数などの検討が必要であろう。

単年度 B (B)	全体 C (C)
-----------	----------

### (21) エネルギーの有効利用【施策 NO. 90～95】

太陽光発電の助成制度に実績のあったこと(22年度予算額 300 万円、実績 600 万円)は評価に値する。市民の意識も高まっていることから、更なる予算措置を講じることが望まれる。太陽光発電は今後の低炭素社会に向けての大きな対策である。また、自然エネルギー活用策としてグリーン電力の購入も有効な方策と思われるので、検討願いたい。

市庁舎内で冷暖房運転条件の徹底、職員のエレベーター利用の自粛の徹底、エコリーダーに対する省エネ研修会の実施は意義がある。市庁舎での努力を市民・事業者にアピールし、市全体での省エネルギー活動が進むよう、学習・教育環境の整備を望む。例えば、市報等にできる限り“環境問題”についての恒常的な紙面を設け、省資源・省エネルギーや温暖化防止呼びかけを実施すべきである。

なお、今回の福島原発の事故後の節電努力から明らかなように、やればできる、が証明されたといっても過言ではない。今回の事故後、市の家庭電力消費量の削減量を市民に知らせることを望む。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

### (22) 地球温暖化対策【施策 NO. 96～98】

クール東村山コンテストの実施、エコオフィスの実践、市報を通じての呼びかけ等は評価される。

施策 NO. 97「安全な自転車道路の確保」について再確認する必要がある。自転車狭い歩道を走ることは危険が伴う。歩道に十分な幅員がある場合には、自転車専用の色分け表示をし、自転車利用者に徹底をはかる必要があろう。自転車が歩道を通ることを認めているのは日本だけである(ただし、通るであり、走るではない)。道路交通法上、自転車はあくまでも車の仲間であって、馬車、牛車、リヤカーと同様、車道を通らなければならないことを認識すべきである。

地域交通システムの充実による自家用車利用の低減は市民が実施可能な CO2 排出抑制行動である。市のコミュニティバスの利用者増加は良いことであるが、新しい路線および運行時間の延長の検討を望む。

単年度 B (B)	全体 C (B)
-----------	----------

### (23) オゾン層破壊防止【施策 NO. 99】

多くの地域・地球環境問題の解決は地域問題の解決から積み上げられてはじめてなしうるものである。フロン等はまだ、中古冷蔵庫などに存在することから、廃棄物処理に当たっては確実な回収を監視することを望む。

単年度 B (B)	全体 B (B)
-----------	----------

### (24) 酸性雨対策【施策 NO. 100～102】

低公害車の導入については、絶対数の少ない当市の対象台数よりも市民個人レベル・市内企業レベルを対象に、古い車(非低公害車)を抽出し、市内の環境整備への協力を呼びかけていくことを望む。

多くの地域・地球環境問題の解決は地域問題の解決から積み上げられてはじめてなしうるものである。小さな駐車場についてもアイドリングストップの指導體制強化を望む。また、具体的行動として、委託事業者にも低公害車導入の指導を望む。なお、都の「交通需要マネジメント」のあらましと成果について、



市民に周知すべきである。

単年度 B (B)	全 体 B (B)
-----------	-----------